第明治三十五種郵便物認可

平成２９年（フ）第９１号
茨城県龍ケ崎市佐貫４丁目17番地６　バーバリーコースト201号室、前住所茨城県土浦市荒川沖西２丁目18番５号　サニーハイツ101
債務者　森川　　明
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第９６号
茨城県取手市上高井398番地７
債務者　尾関智佐奈
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第９７号
茨城県取手市米ノ井149番地５
債務者　髙橋　雅彦
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第６６号
千葉県君津市法木作１丁目８番９号　201
債務者　村田　吉広
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
　千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第７３号
千葉県君津市南子安９丁目18番30号　102
債務者　村上　和枝
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
　千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１７２号
金沢市乙丸町甲254番地　コーポＣ・Ｃ・Ｓ101号室、住民票上の住所兼従前の住所金沢市畝田西３丁目150番地（従前々の住所）石川県輪島市門前町浦上チの76番地
債務者　大橋　　要
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
　金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８６号
奈良県生駒市西旭ケ丘13番40号
債務者　楠下　悦子
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２００号
奈良県生駒市鹿ノ台北３丁目15番地２
債務者　指宿　幸子
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２０４号
奈良市南城戸町57番地　矢野ハイツ202号
債務者　森嶋　　功
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２２０号
奈良県天理市田町150番地５　パストラルミナミ203
債務者　山岡　千鶴（旧姓石谷）
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２２２号
奈良市西大寺竜王町１丁目４番67―101号
債務者　宮崎　芳美
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２２９号
奈良県大和郡山市北郡山町248番地３　ＭＤＣビル502号
債務者　森岡　美妃
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２３６号
奈良市大宮町２丁目３番11―303号
債務者　飯島　　博
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第５７０号
広島市南区東雲２丁目15番37―204号
債務者　新谷　太郎
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６２４号
広島市南区宇品東３丁目５番９―612号
債務者　森川　　正
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４３号
徳島県徳島市八万町中津浦110番地の13
債務者　杉内　美弥
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
　徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４１号
宮崎市大工３丁目28番地　コーポ山元107号
債務者　長友　藤義
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
　宮崎地方裁判所破産係